

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、国勢調査人口において、平成 17 年に 57,726 人、平成 27 年に 52,264 人、令和 2 年に 49,025 人と減少し高齢化も進展しているため、今後も人口減少は避けられない状況となっている。

本市は、古くから温泉郷として豊かな自然環境のもと、農林業及び商業を中心に栄えてきたが、高度経済成長期に交通インフラが整備されたことを背景に製造業を中心とした企業の進出が相次ぎ、経済を後押ししてきた。

現在市内の中小企業者等は、人口減少及び高齢化等により労働力人口が減少し、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、市内の中小企業者等の生産性を向上させることで、人口減少及び高齢化等による労働力人口不足に対応した事業基盤を構築するとともに、次世代に繋ぐ企業にし、将来にわたって市内の経済を発展させていくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者への先端設備等の導入を促すことで、さらなる地域経済の発展を目指す。

これを実現するための目標として、期間中に 20 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林業、製造業、サービス業など多岐に渡り、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市街地、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネ推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。